

都市計画説明会に関する記録

(千葉県都市計画公聴会等運営要綱第12条第2項の規定による記録)

項 目		内 容
(1)	素案の種類及び名称	千葉都市計画土地区画整理事業 (検見川・稲毛地区土地区画整理事業)
(2)	素案の概要	千葉都市計画土地区画整理事業 現在施行中である検見川・稲毛地区土地区画整理事業について、公園の配置等の土地利用計画の見直しを行っており、公園をはじめとした各種施設等の再配置による適切な土地利用の実現を図るもの。
(3)	都市計画説明会の日時及び場所	日時：令和3年8月7日(土) 10:00 から 10:45 場所：千葉市立稲毛中学校(稲毛区稲毛町5-120)
(4)	出席者の人数	出席者1名 〈参考〉ホームページへのアクセス件数131件
(5)	出席者が述べた質疑又は意見の要旨	別表のとおり
(6)	前号の内容に対する市の回答又は見解	別表のとおり

別表

(5) 出席者が述べた質疑又は意見の要旨	(6) 前号の内容に対する市の回答又は見解
<p>1 事業の完了はいつ頃になるのか。</p> <p>2 都市計画道路幕張町稲毛町線の整備時期はいつ頃になるのか。</p> <p>3 地区の中央にスーパーマーケットができるという噂を聞いたが、どのようになっているのか。歩いて行ける箇所に、食料品等を取り扱っているスーパーマーケットがあると助かる。</p> <p>4 最近、バス停が新設されたり、土日バスダイヤが増便されたりしている。地域の足となる公共交通の整備については、住民として喜ばしいが、更なる公共交通の充実についても考慮してもらいたい。</p> <p>5 「児童公園」から「街区公園」に変わったということだが、公園の設え等が変わるのか。</p>	<p>1 現時点で正確なことは言えませんが、再整備計画に伴い令和 26 年度頃の事業完了とする施行期間延伸を行う予定です。</p> <p>2 都市計画道路として整備することは決まっていますが、現時点で整備時期については、確定できていません。</p> <p>3 再整備計画にて、利便施設用地として確保することは決まっていますが、具体的な建物利用は何も決まっておられません。なお、ご意見をいただいたことについては、利便施設用地の利用方法を検討している部署に伝えます。</p> <p>4 公共交通については、土地区画整理事業の管轄外ですが、住みやすいまちをつくり人が集まれば、需要に応じた見直しの検討が行われると思いますので、引き続き事業を進めていきたいと考えます。</p> <p>5 平成 5 年の制度改正により名称が変更されました。それまで砂場等の設置が必須でしたが、改正により柔軟に対応できるようになりました。公園施設等の設えについては、あらかじめ地元の意見等を広く聞きつつ、決定していきたいと考えています。</p>